

岐阜県公報

第二千五百五十八号
平成二十六年六月二十七日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

(スポーツ推進課) 四一〇^ハ

告示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 四二〇

有害図書類の指定

(同) 四二一

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 四二一

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 四二一

指定介護機関の廃止の届出

(同) 四二六

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 四二七

解除予定保安林とする旨の通知

(治山課) 四二七

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 四二八

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 四一九

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四二〇

政治団体の異動事項の公表

(同) 四二一

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 四二二

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 四二三

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 四二四

個人演説会等を開催することができる施設の指定
個人演説会等を開催することができる施設の指定取消し
農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定
農業委員会委員選挙における個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し

(同) 四三二
(同) 四三三
(同) 四三三
(同) 四三三

公示

平成二十五年年度個人情報開示等の実施状況

(法務・情報公開課) 四二四

平成二十五年年度公文書公開の実施状況

(同) 四二五

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環境生活政策課) 四二六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 四二六

落札者等に関する公示

(道路維持課) 四二七

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 四二七

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所) 四二八

土地改良区役員の退任及び就任

(飛騨農林事務所) 四三〇

平成二十六年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

(人事委員会) 四三一

規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 謙

岐阜県規則第六十五号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則（平成五年岐阜県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「知事が定める附属施設設備等及び」を削る。
別表ミートینگルームの項を削る。

附則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百五十七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害なものと指定した。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 謙

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	女の穴		アイエス・ワールド
	淫乱体験 カラダが溶けちゃう		新東宝映画

2 指定年月日

巨乳未亡人 お願ひ！許して...	オーピー映画
紅い誘情 魔性の香り	オーピー映画
花と蛇 ZERO	東映ビデオ
痴愛不倫 恍惚のくちづけ	オーピー映画
連れ込み妻 夫よりも...激しく、淫靡に。	新日本映像
カニバル (原題) CANNIBAL	ロードメディア ア・ロススタジオ
絶品姉妹の秘部めぐり	大蔵映画
美人姉妹 月下の凌辱	オーピー映画
熱い吐息 股間のよだれ	新東宝映画
女子トイレ エッチな密室	オーピー映画
美人教師 淫乱舌なめずり	大蔵映画
色道四十八手 たからぶね	PGびんくりんく
僕のオッパイが発情した理由	新日本映像
強制飼育 OL肉奴隷	オーピー映画
阿鼻叫喚！ 熱女の三所責め	新日本映像
メビウス (原題) MOEBIUS	キングレコード
ドレス坊主の絶倫生活	オーピー映画
濡れた愛人 グンと突きあげて	新東宝映画
挑発ウエイトレス おもてなしCafe	オーピー映画
いいらんな女神たち ~目覚め~	オーピー映画
婚前診断 欲求みだれ撃ち	大蔵映画
特務課の女豹 からみつく陰謀	オーピー映画
HAPPY ISLAND	キョクシャイン

平成26年6月27日
 3 指定理由
 著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百五十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十一条第一項の規定により次のものを有書図書類として指定した。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種類	図 書 類 の 題 名	刊 行 年 代	発行所、著者等
雑誌	チャンフロード	2014. 7月号	雑誌 田 肇 社

2 指定年月日

平成26年6月27日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百五十九号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

「少子化に関する県民意識調査」を「少子化に関する県民意識調査」に改める。
 「少子化に関する県民意識調査」を「少子化に関する県民意識調査」に改める。
 在宅障がい児者等実態調査」

岐阜県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
優しい風株式会社	関市下有知一六五六	通所介護	優花デイサービス	関市下有知一六五六	平成二五・九・一
優しい風株式会社	関市下有知一六五六	通所介護	優花デイサービス	関市下有知一六五六	同
医療法人社団丹菊整形外科	八羽島市小熊町島二七	介護予防通所介護	デイサービスセンターたんぎく	八羽島市小熊町島二七	同
医療法人社団丹菊整形外科	八羽島市小熊町島二七	介護予防通所介護	デイサービスセンターたんぎく	八羽島市小熊町島二七	同
医療法人社団丹菊整形外科	八羽島市小熊町島二七	介護予防通所介護	デイサービスセンターたんぎく	八羽島市小熊町島二七	同

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
優しい風株式会社	関市下有知一六五六	通所介護	優花デイサービス	関市下有知一六五六	平成二五・九・一
優しい風株式会社	関市下有知一六五六	通所介護	優花デイサービス	関市下有知一六五六	同
医療法人社団丹菊整形外科	八羽島市小熊町島二七	介護予防通所介護	デイサービスセンターたんぎく	八羽島市小熊町島二七	同
医療法人社団丹菊整形外科	八羽島市小熊町島二七	介護予防通所介護	デイサービスセンターたんぎく	八羽島市小熊町島二七	同
医療法人社団丹菊整形外科	八羽島市小熊町島二七	介護予防通所介護	デイサービスセンターたんぎく	八羽島市小熊町島二七	同

株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内 二二二	介護予防 居宅療養 管理指導	アイセイ薬局 大垣南店	大垣市築捨町五 一	六九	同
株式会社たけなか	揖斐郡池田町池野四三 九五	居宅療養 管理指導	よしと調剤薬局	揖斐郡池田町八幡字市 之坪一九二	同	同
株式会社たけなか	揖斐郡池田町池野四三 九五	介護予防 居宅療養 管理指導	よしと調剤薬局	揖斐郡池田町八幡字市 之坪一九二	同	同
医療法人明陽会	中津川市本町四二 一五	通所リハ ビリテー ション	つねだ本町デイケア	中津川市本町四二 一五	同	同
医療法人明陽会	中津川市本町四二 一五	介護予防 通所リハ ビリテー ション	つねだ本町デイケア	中津川市本町四二 一五	同	同
株式会社ケアリング	土岐市駄知町八五三 四一	居宅介護 支援事業	ケアプランセンターさくら んぼ	土岐市駄知町八五三 四一	同	同
株式会社なわ	本巢市小柿七二三	通所介護	ホノカ デイサービスセン ター	本巢市小柿七二三	同	同
株式会社なわ	本巢市小柿七二三	介護予防 通所介護	ホノカ デイサービスセン ター	本巢市小柿七二三	同	同
株式会社フォーエバー	瑞穂市馬場小城町二 三五	訪問介護	陽だまりケアサービス	瑞穂市別府七九〇 一	同	同
株式会社フォーエバー	瑞穂市馬場小城町二 三五	介護予防 訪問介護	陽だまりケアサービス	瑞穂市別府七九〇 一	同	同
株式会社さくらケアサービ ス	瑞穂市馬場小城町二 六三	認知症対 応型介護	グループホーム あいりレ ー池田	揖斐郡池田町藤代六九 八	同	同
株式会社さくらケアサービ ス	瑞穂市馬場小城町二 六三	認知症対 応型介護	グループホーム あいりレ ー池田	揖斐郡池田町藤代六九 八	同	同
株式会社さくらケアサービ ス	瑞穂市馬場小城町二 六三	認知症対 応型介護	グループホーム あいりレ ー池田	揖斐郡池田町藤代六九 八	同	同
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五 〇一	認知症対 応型通所 介護	デイサービスセンターあじ さい	揖斐郡池田町本郷一五 〇一	同	同
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五 〇一	認知症対 応型通所 介護	デイサービスセンターあじ さい	揖斐郡池田町本郷一五 〇一	同	同
社会福祉法人新生会	揖斐郡池田町本郷一五 〇一	小規模多 機能型居 宅介護	もやいの家 チクタク	瑞穂市別府一一九三 一	同	同

株式会社蓮の郷	大垣市世安町二一四	通所介護	あかつきリハトレクラブ	大垣市世安町二一四	同
株式会社蓮の郷	大垣市世安町二一四	通所介護	あかつきリハトレクラブ	大垣市世安町二一四	同
株式会社 A S E K	愛知県一宮市春明字南馬背口六	通所介護	リハビリデイサービス Ragorn 鶴沼店	各務原市鶴沼東町三一八二 一階 一後藤一階	同
株式会社 A S E K	愛知県一宮市春明字南馬背口六	介護予防 通所介護	リハビリデイサービス Ragorn 鶴沼店	各務原市鶴沼東町三一八二 一階 一後藤一階	同
社会福祉法人美濃陶生苑	土岐市駄知町一八五八二	短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム とき陶生苑	土岐市駄知町一八五八二	同
高 田 俊 彦	羽島郡岐南町三宅二一〇六	居宅療養 管理指導	なごやかクリニック	羽島郡岐南町三宅二一〇六	同
社会福祉法人海津市社会福祉協議会	海津市南濃町駒野八二七	介護予防 通所介護	海津市デイサービスセンタ I南濃	海津市南濃町駒野八二七	同
社会福祉法人海津市社会福祉協議会	海津市南濃町駒野八二七	介護予防 応知症対 応型通所 介護	海津市デイサービスセンタ I南濃	海津市南濃町駒野八二七	同
有限会社さくら薬局	羽島市竹鼻町狐穴一〇九三 四	居宅療養 管理指導	しょうなん調剤薬局 店	羽島市竹鼻町狐穴一〇九三 四	同
有限会社さくら薬局	羽島市竹鼻町狐穴一〇九三 四	介護予防 管理指導	しょうなん調剤薬局 店	羽島市竹鼻町狐穴一〇九三 四	同
医療法人社団日新会	中津川市苗木那木三七二五 二	介護予防 訪問看護	医療法人社団日新会訪問 看護ステーション城山	中津川市苗木那木三七二五 二	同
合 同 会 社 空	養老郡養老町飯ノ木一 二八	通所介護	デイサーピス空	養老郡養老町鷺巣八二 一六	平成二五・一〇・一〇
合 同 会 社 空	養老郡養老町飯ノ木一 二八	介護予防 通所介護	デイサーピス空	養老郡養老町鷺巣八二 一六	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 付知店	中津川市付知町五八〇 六四	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 付知店	中津川市付知町五八〇 六四	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一四七	介護予防 居宅療養 管理指導	ハロー薬局 付知店	中津川市付知町五八〇 六四	同

総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一 四七 一	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 福岡中店	中津川市福岡九四三 〇一六号	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一 四七 一	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 福岡中店	中津川市福岡九四三 〇一六号	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一 四七 一	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 加子母店	中津川市加子母五〇六 一〇一〇	同
総合メディカル・ファーマ シー中部株式会社	愛知県名古屋市中村区 那古野一 四七 一	居宅療養 管理指導	ハロー薬局 加子母店	中津川市加子母五〇六 一〇一〇	同

岐阜県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を廃止

した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地	居宅介護事業者等の主 たる事務所の所在地	サービ スの種 類	指定居宅介護事業所等の名 称	指定居宅介護事業所等 の所在地	廃止年月日
社会福祉法人新生会	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	居宅介護 支援事業	訪問看護ステーション ンビレッジ新生苑	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	平成一四・一〇・三〇
社会福祉法人新生会	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	居宅介護 支援事業	サンビレッジ新生苑	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	同
社会福祉法人新生会	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	短期入所 生活介護	サンビレッジ新生苑	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	平成一八・四・一
社会福祉法人新生会	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	介護予防 短期入所 生活介護	サンビレッジ新生苑	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	同
社会福祉法人新生会	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	通所介護	デイサービスセンター ンビレッジ陽の里	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	平成一六・三・三一
社会福祉法人新生会	〇一 揖斐郡池田町本郷一五	認知症対 応型共同 生活介護	グループホームもやいの家 瑞穂	瑞穂市本田二〇五〇	平成二三・一二・六

社会福祉法人新生会

○一 揖斐郡池田町本郷二五

介護予防
認知症対
応型共同
生活介護

グループホームもやいの家
瑞穂

瑞穂市本田二〇五〇

同

株式会社一心

揖斐郡池田町八幡二五
一八二二

通所介護

レッツ倶楽部ひのき

大垣市松町七九八

平成二五・八・三一

株式会社一心

揖斐郡池田町八幡二五
一八二二

介護予防
通所介護

レッツ倶楽部ひのき

大垣市松町七九八

同

岐阜県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関の名称

等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

株式会社やさしい時間

多治見市太平町三九

居宅介護
支援事業

ケアセンター森の時計

旧 多治見市太平町三九

平成二五・三・一

株式会社アイランジー・アイ

○ 瑞浪市益見町二一三

通所介護

アイランジー・アイますみ
リラックステイ

新 瑞浪市益見町二一三

平成二五・七・三一

株式会社アイランジー・アイ

○ 瑞浪市益見町二一三

介護予防
通所介護

アイランジー・アイますみ
リラックステイ

旧 瑞浪市下益見土地
区画整理事業地内
二二二一

同

岐阜県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣が

ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
高山市丹生川町新張字トウナ洞一八八六・一九〇六の二(以上二筆国有林)、一九〇五の二、一九〇五の三
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
高山市莊川町三尾河字スゲ畑四五二の一三・四五二の一四・四五三の一六・四六八の四から四六八の六まで(以上六筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその

内容を告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五四八の一八二(国有林)
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第四百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
勝	加茂郡七宗町上麻生	次の図のとおり	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長者屋敷	加茂郡八百津町久田見	次の図のとおり	地滑り
大平	加茂郡八百津町久田見	次の図のとおり	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

1 平成26年6月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,673,467人

2 総数の50分の1の数

33,470人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

309,184人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	333,743	111,248
大垣市	145,079	48,360
高山市	75,714	25,238
多治見市	93,153	31,051
関市	73,263	24,421
津川市	66,463	22,155
濃濃市	18,401	6,134
旗浪市	31,698	10,566
羽島市	54,370	18,124
恵那市	43,724	14,575
美濃市	40,571	13,524
加茂市	49,187	16,396
岐原市	118,052	39,351
児市	93,002	31,001
山県市	23,637	7,879

瑞穂市	40,097	13,366
飛騨市	21,835	7,279
本巣市	42,289	14,097
郡上市	36,836	12,279
下呂市	29,275	9,759
海津市	30,610	10,204
羽島郡	36,990	12,330
養老郡	25,577	8,526
不破郡	28,946	9,649
安八郡	19,707	6,569

揖斐郡	57,642	19,214
加茂郡	43,606	14,536

岐阜県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党岐阜県全管協ちんたい支部	佐藤 俊之	中村 隆 男	岐阜市金宝町 3 1	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
黒会	奥村 修 修	堀 康一郎	岐阜市下織飼1671 27
橋本へん後援会	窪田 勝文	久保田 善朗	揖斐郡揖斐川町三輪952

渡辺よしろう後援会 渡辺 貴 郎 渡辺 真 美 岐阜市加納新町48

岐阜県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政界団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 保 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党揖斐郡支部	会 計 責 任 者	国 枝 利 樹	河 田 貞 男
自由民主党岐阜県林材業支部	代 表 者	日 置 敏 明	石 川 道 政
自由民主党東白川村支部	会 計 責 任 者	桂 川 一 喜	村 雲 辰 善
民主党岐阜県第5区総支部	代 表 者	阿 知 波 吉 信	小 見 山 幸 治
岐阜県医師連盟 下呂市支部	公 職 の 種 類	衆 議 院 議 員	参 議 院 議 員
	代 表 者	阿 部 親 司	大 塚 正 謙
	会 計 責 任 者	藤 岡 均	阿 部 親 司

主たる事務所の所在地	代 表 者	主たる事務所の所在地	代 表 者
藤井 稔 藤井 孝男 後援会	藤 井 孝 男	下呂市金山町大船渡 549	西 田 英 彦
富田えいじ後援会	富 田 栄 次	美濃加茂市前平町1 182	多和田 けい子
富田しげき後援会	富 田 桂 子	富 田 栄 次	多 賀 一 二
山田まさる後援会	山 田 喜 藏	可児市今渡941 7	可児市下恵土5826 38
		羽島市江吉良町311	羽島市正木町新井93 8

岐阜県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政界団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 保 幸

政治団体の名称	代 表 者 名	会 計 責 任 者 名	主たる事務所の所在地	解 散 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
民主党岐阜県第4区総支部	熊 崎 陽 一	吉 田 隆 博	下呂市萩原町萩原1351	平成26年 4月30日	民主党の支部	民主党	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示

くまざき陽一後援会

熊 崎 陽 一

三 浦 純 一

下田市萩原町萩原1351

平成26年
5月7日

岐阜県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
冨田 成輝	冨田しげき後援会	主たる事務所の所在地	可児市今渡941	可児市下穂土582638

岐阜県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
熊崎 陽一	衆議院議員	くまざき陽一後援会	下呂市萩原町萩原1351	熊崎 陽一

岐阜県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第四号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨を告示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
関 市	関市西部ふれあいセンター大会議室	関市小屋名110番地	300人
	関市西部ふれあいセンター別館大ホール	関市千足196番地	80人
	関市洞戸ふれあいセンター大会議室	関市洞戸市場294番地 5	250人
不破郡垂井町	垂井町垂井地区まちづくりセンター 会議室 和室 1 和室 2 談話室	不破郡垂井町1546番地の 4	85人 15人 15人 65人
	垂井町府中地区まちづくりセンター 集会室 研修室 和室 実習室	不破郡垂井町新井709番地の 4	85人 70人 30人 30人

岐阜県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
関市	関市河戸生涯学習センター集 会室	関市河戸市場294番地2
	関市坂取生涯学習センター別 館集会室	関市坂取1591番地1
	関市千足ふれあいセンター大 ホール	関市千足196番地

岐阜県選挙管理委員会告示第五十二号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
不破郡垂井町	垂井町垂井地区まちなびくろせ ンター 会議室 和室1 和室2 談話室	不破郡垂井町新井709番地 の4	85人 15人 15人 65人
	垂井町府中地区まちなびくろせ ンター 集会室 研修室 和室 実習室		85人 70人 30人 30人

岐阜県選挙管理委員会告示第五十三号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定による個人演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨を公表する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
中津川市	中津川市煙川研修センター大 会議室	中津川市煙川2198番地1

公 示

平成二十五年年度個人情報の開示等の実施状況

岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第二十九条の規定により平成二十五年年度における個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県庁 中 田 謙

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況 (単位：件)

	個人情報総合窓口	現 地 機 関	計
開 示 請 求	6	135	141
訂 正 請 求	0	1	1
利 用 停 止 請 求	0	0	0

2 開示請求の内訳 (単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関		件 数
		実 施 機 関	件 数	
知 事 直 轄	1	議 会	0	
	1	教 育 委 員 会	3	
	0	選 挙 管 理 委 員 会	0	
	0	人 事 委 員 会	0	
	7	監 査 委 員 会	0	
	0	公 安 委 員 会	0	
	0	警 察 本 部 長 会	30	
環 境 生 活 部	0	行 政 委 員 会 等	0	
健 康 福 祉 部	7			
商 工 労 働 部	0			
農 政 部	1			
林 政 部	0			

県 土 整 備 部	1	収 用 委 員 会	0
事 務 部	0	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
北 濃 清 流 団 体 推 進 局	0	小 計	33
出 納 事 務 局	0	岐 阜 県 総 合 医 療 セ ン タ ー	42
振 興 局	3	岐 阜 県 立 多 治 見 病 院	50
		岐 阜 県 立 下 呂 温 泉 病 院	2
		岐 阜 県 立 看 護 大 学	0
小 計	14	小 計	94
		合 計	141

地方独立行政法人等

3 決定等の状況

(1) 開示請求 (単位：件)

区 分	開 示	部 分 開 示	非 開 示 (不 存 在)	取 下 げ	計
件 数	102	27	9 (6)	3	141

(2) 訂正請求 (単位：件)

区 分	訂 正	部 分 訂 正	非 訂 正	そ の 他	計
件 数	0	0	1	0	1

4 不服申立ての状況 (単位：件)

不 服 申 立 件 数	処 理 件 数				審 理 中	
	処 部 認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下 取 下 げ		
前 年 度 か ら の 繰 越	本 年 度 全 部 認 容	1	0	0	0	1
2	本 年 度 全 部 認 容	1	0	0	0	1

5 個人情報取扱事務の登録状況

(単位：件)

実施機関	件数	実施機関	件数
知事直轄	25	議	11
総務部	64	教育委員会	193
清流の国推進部	61	選挙管理委員会	29
危機管理部	77	人事委員会	13
環境生活部	338	監査委員	5
健康福祉部	581	公安委員会	4
商工労働部	241	警察本部長	139
農政部	220	労働委員会	6
林政部	135	収用委員会	1
県土整備部	106	内水面漁場管理委員会	3
都市建設部	136	小計	404
出納事務局	16	岐阜県総合医療センター	34
		岐阜県立多治見病院	33
		岐阜県立下呂温泉病院	31
		岐阜県立看護大学	27
		小計	125
小計	2,000	合計	2,529

(注) 1 1～3における件数は、平成25年度に実施機関が開示等の決定を行った件数(取上げがあったものを含む。)である。
2 5における件数は、平成26年4月1日現在の件数である。

平成二十五年公文書公開の実施状況
 平成二十五年公文書公開条例(平成二十二年岐阜県条例第五十六号)第二十七条の規定により平成二十五年度における公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県記録 田 田 謙

1 請求者別の状況

(単位：件)

区	分	件数
個人	人	337
事業を営む個人及び法人その他団体		902
合	計	1,239

2 実施機関別の状況

(単位：件)

実施機関	件数	実施機関	件数
知事直轄	15	議	2
総務部	39	教育委員会	43
総合企画部	3	選挙管理委員会	9
環境生活部	69	人事委員会	1
健康福祉部	247	監査委員	0
商工労働部	32	公安委員会	0
農政部	82	警察本部長	53
林政部	27	労働委員会	0

県土整備部	351	等	収用委員会	0
都市建設部	260		内水面漁場管理委員会	0
出納事務局	6		小計	108
振興局	0		岐阜県総合医療センター	0
			岐阜県立多治見病院	0
			岐阜県立下呂温泉病院	0
			岐阜県立看護大学	0
		地方独立行政法人等	小計	0
小計	1,131	合	計	1,239

3 決定等の状況

(単位：件)

区分	公開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	計
件数	988	161	42 (27)	48	1,239

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数 前年度からの繰越	処 理 件 数				審理中
	全部認容	一部認容	棄却	取下げ	
4	4	0	0	0	2

(注) 1 1～3における件数は、平成25年度に実施機関が公開・非公開の決定を行つた件数 (取下げがあったものを含む。) である。

2 4における処理件数 (取下げを除く。) は、岐阜県情報公開審査会において答申を行った件数である。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人相続・遺言あんしんねっと

三代 表 者 の 氏 名 葉原 健治

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市美江寺町二丁目一番地蚕糸会館ビル一階
五 定款に記載された目的 この法人は、市民が心豊かに充実した生活を送れるよう、相続・遺言・財産管理等の相談及び生活支援を行うことにより、人権と財産権を擁護し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー 関稻口店

関市稲口字丸山二八八番地 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ケンキー美濃加茂店

美濃加茂市山手町二丁目二〇番地 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 ロータリ除雪車(2.6m/220kw級) 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年4月18日

4 落札者を決定した日 平成26年5月30日

5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中一丁目8番地

篠田株式会社

代表取締役 篠田 肇彦

6 落札金額 31,071,600円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部道路維持課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 ロータリ除雪車(2.2m級) 1台

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年4月18日

4 落札者を決定した日 平成26年5月30日

5 落札者の住所及び氏名 羽島郡岐南町野中一丁目8番地

篠田株式会社

代表取締役 篠田 肇彦

6 落札金額 30,855,600円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部道路維持課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県土産物の図書の縦覧

岐阜県土産物(図保四十三号)岐阜県(四甲)第二十一号第二項の規定に基づき費用の回収に当たって、同法第二十一条の規定により、岐阜市土産物の図書の貸与の送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定に基づき費用の回収に当たって、同法第二十一条の規定により、次のとおり公示の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道

岐阜市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区連合	中濃用水	土地区改良	平成 二六・四・三	年月日	退任	役名	氏名	住所
同	同	同	同	同	同	理事	深尾 隆昌	岐阜市太郎丸北郷 二六九番地
同	同	同	同	同	同	同	辻 敏朗	岐阜市八代二丁目 二二番三号
同	同	同	同	同	同	同	村井 錦夫	関市広見 七三三番地
同	同	同	同	同	同	同	杉山 秋夫	山県市高富 一〇二二番地一
同	同	同	同	同	同	同	山本 勝昭	関市池尻 一二九七番地
同	同	同	同	同	同	同	清水 健吉	岐阜市向加野二丁目 一七番三二号
同	同	同	同	同	同	同	太田 滋	岐阜市三輪 七九一番地
同	同	同	同	同	同	同	後藤 上	岐阜市茂地 一四八番地一
同	同	同	同	同	同	同	山口 勇	岐阜市北野東 六六二番地

就任した役員

土地改良区連合	中濃用水	土地区改良	平成 二六・四・三	年月日	就任	役名	氏名	住所
同	同	同	同	同	同	理事	深尾 隆昌	岐阜市太郎丸北郷 二六九番地
同	同	同	同	同	同	同	川島 正治	岐阜市正木一三三九番地・一三五〇番地
同	同	同	同	同	同	同	村井 錦夫	関市広見 七三三番地
同	同	同	同	同	同	同	杉山 秋夫	山県市高富 一〇二二番地一
同	同	同	同	同	同	同	今井 武夫	関市千足 三三番地
同	同	同	同	同	同	同	毛利 成男	岐阜市太平町二丁目 七番地
同	同	同	同	同	同	同	清水 健吉	岐阜市向加野二丁目 一七番三二号
同	同	同	同	同	同	同	後藤 上	岐阜市茂地 一四八番地一
同	同	同	同	同	同	同	太田 滋	岐阜市三輪 七九一番地
同	同	同	同	同	同	同	大野 進	岐阜市福富 六四八番地
同	同	同	同	同	同	同	杉本 宜永	岐阜市城田寺 一八四二番地
同	同	同	同	同	同	同	村瀬 弘義	岐阜市栗野東三丁目 四八一番地
同	同	同	同	同	同	同	片桐 勝利	関市池尻 一七四〇番地
同	同	同	同	同	同	同	松田 孝弘	岐阜市中屋東 三七番地一
同	同	同	同	同	同	同	仁科 勝彦	岐阜市石原一丁目 二七五番地
同	同	同	同	同	同	同	杉山 正樹	山県市高富 六三五番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
羽島用水	平成二六・四・九	理事	奥田 敦	羽島郡笠松町松栄町 六三番地
土地改良			片桐 昇	羽島郡岐南町八剣二丁目 五番地
			戸田 長壽	羽島郡笠松町円城寺 七七七番地
			伏屋 賢治	羽島郡岐南町伏屋四丁目二二六番地
			磯貝 盛二	各務原市下中屋 九二二番地
			栗田 榮三	各務原市三井町五丁目 一五番地
			河田 満	岐阜市芋島二丁目 四番七号
			日比野 正弘	各務原市前渡東町八丁目一九〇番地
			岩田 進	岐阜市柳津町東塚五丁目一一番地一
			水谷 賢治	羽島郡笠松町田代 九二〇番地の一
			日 榮 賢 造	羽島市足近町小荒井 四五七番地
			大橋 勝好	羽島市小瀬町西小瀬一五五七番地一
			味岡 弘	羽島市正木町大浦 一三〇三番地
			坂 總 一	羽島市竹鼻町狐穴 三〇八五番地
			田 中 博	羽島市福寿町間島五丁目 二二番地
			加藤 正義	羽島郡岐南町上印食四丁目一七八番地
			岩田 和美	羽島郡岐南町三宅五丁目 一六番地

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
羽島用水	平成二六・四・一〇	理事	奥田 敦	羽島郡笠松町松栄町 六三番地
土地改良			片桐 昇	羽島郡岐南町八剣二丁目 五番地
			戸田 長壽	羽島郡笠松町円城寺 七七七番地
			伏屋 賢治	羽島郡岐南町伏屋四丁目二二六番地
			磯貝 盛二	各務原市下中屋 九二二番地
			栗田 榮三	各務原市三井町五丁目 一五番地
			河田 満	岐阜市芋島二丁目 四番七号
			苅谷 廣利	各務原市松本町二丁目 一五〇番地
			伊藤 順	岐阜市柳津町北塚二丁目五一番地一
			水谷 賢治	羽島郡笠松町田代 九二〇番地の一
			日 榮 賢 造	羽島市足近町小荒井 四五七番地
			大橋 勝好	羽島市小瀬町西小瀬一五五七番地一
			味岡 弘	羽島市正木町大浦 一三〇三番地
			森 博 司	羽島市竹鼻町駒塚 二六二番地
			田 中 博	羽島市福寿町間島五丁目 二二番地
			加藤 正義	羽島郡岐南町上印食四丁目一七八番地
			松尾 道雄	各務原市神重町三丁目 七〇番地
			岩井 孝朗	各務原市小佐野町三丁目一六四番地
			道家 嗣典	羽島郡笠松町門間 五二四番地
			岩田 博司	羽島市足近町市場 九六八番地一

同 足立 勘二 各務原市前渡西町 七八〇番地

同 奥村 嘉明 岐阜市柳津町本郷五丁目二〇番地一

同 大野 成正 羽島市小瀬町内粟野 五九七八番地

同 小島 勝美 羽島市正木町大浦新田八丁目二番地

同 坂 總 一 羽 島 市 竹 鼻 町 狐 穴 三 〇 八 五 番 地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 二 六 年 六 月 二 十 七 日	理 事	豊 吉 孝 司	二 五 六 番 地
岐 阜 市 佐 野 土 地 改 良 区	三 六 年 四 月 三 〇 日	同	豊 吉 久 同	三 五 二 番 地 一
同		同	部 田 正 孝 同	三 六 五 番 地
同		同	吉 田 博 同	三 一 六 番 地 一
同		同	豊 吉 美 保 同	三 三 八 番 地 一
同		監 事	部 田 幸 生 同	三 五 九 番 地 三
同		同	豊 吉 定 同	四 〇 九 番 地

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 二 六 年 六 月 二 十 七 日	理 事	豊 吉 孝 司	二 五 六 番 地
岐 阜 市 佐 野 土 地 改 良 区	三 六 年 五 月 一 日	同	豊 吉 久 同	三 五 二 番 地 一
同		同	部 田 正 孝 同	三 六 五 番 地
同		同	豊 吉 定 同	四 〇 九 番 地
同		同	豊 吉 美 保 同	三 三 八 番 地 一
同		同	部 田 幸 生 同	三 五 九 番 地 三
同		同	豊 吉 定 同	四 〇 九 番 地

同 吉 田 博 同 三 一 六 番 地 一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 二 六 年 六 月 二 十 七 日	理 事	足 立 勝 己	高 山 市 朝 日 町 見 座 六 四 五 番 地 一
日 面 用 水 土 地 改 良 区	三 六 年 三 月 三 日	同	長 瀬 正 隆	高 山 市 久 々 野 町 小 屋 名 一 〇 五 四 番 地
同		同	東 野 敏 朗	高 山 市 朝 日 町 立 岩 五 〇 八 番 地
同		同	沖 田 英 隆	同 六 〇 四 番 地
同		同	長 田 永 一	高 山 市 朝 日 町 小 瀬 五 九 三 番 地 二
同		同	山 本 英 夫	同 五 一 三 番 地
同		同	藤 本 友 榮	同 四 三 〇 番 地
同		同	坂 本 好 輝	高 山 市 朝 日 町 見 座 一 一 一 六 番 地 二
同		同	向 畑 竜 也	同 一 〇 六 五 番 地
同		同	坂 本 重 一	同 一 一 七 二 番 地
同		同	岩 本 和 彦	高 山 市 久 々 野 町 小 屋 名 八 四 四 番 地 一
同		同	上 野 昭 浩	同 一 九 八 三 番 地
同		同	脇 坂 和 夫	同 一 七 七 八 番 地
同		同	長 瀬 清 隆	同 一 〇 八 九 番 地
同		同	榎 美 智 明	同 一 一 三 六 番 地 二

同 吉 田 博 同 三 一 六 番 地 一

就任した役員	土地改良区	水面改良	地名	年月日	役名	氏名	住 所
同	同	同	同	同	理事	足立正孝	高山市久々野町小屋名一七七三番地
同	同	同	同	同	同	東政道	高山市朝日町見座 八七二番地一
同	同	同	同	同	同	森下好	高山市朝日町小瀬 四九六番地
同	同	同	同	同	同	洞口太平	高山市朝日町立岩 四二三番地
同	同	同	同	同	同	沖島洋典	同 四三九番地
同	同	同	同	同	同	森田高見	高山市朝日町小瀬 一七番地
同	同	同	同	同	同	西本隆司	同 五二二番地
同	同	同	同	同	同	清水口正雄	高山市朝日町見座 八九七番地二
同	同	同	同	同	同	屋貝幸司	同 八七九番地二
同	同	同	同	同	同	大門喜代一	同 一一七番地
同	同	同	同	同	同	岩田浩樹	高山市久々野町小屋名 八〇〇番地
同	同	同	同	同	同	長瀬通泰	同 一八五二番地
同	同	同	同	同	同	田中秀和	同 一〇九八番地
同	同	同	同	同	同	倉畑稔	同 一一一四番地
同	同	同	同	同	同	榎美智明	同 一一三六番地二
同	同	同	同	同	同	倉畑学	同 一一七九番地
同	同	同	同	同	同	井ヶ瀬義治	高山市朝日町立岩 五七一番地
同	同	同	同	同	同	東政道	高山市朝日町見座 八七二番地
同	同	同	同	同	同	岩本紳作	同 一九二八番地
同	同	同	同	同	同	足立正孝	同 一七七三番地
同	同	同	同	同	同	長瀬弘三	同 一二四三番地
同	同	同	同	同	同	倉畑晴彦	同 一三二七番地
同	同	同	同	同	同	倉畑卓	同 一二六一番地

同	長瀬守	同	一三九四番地二
同	足立真樹	同	一七八三番地
同	長瀬正隆	同	一〇五四番地
同	沖田功	高山市朝日町立岩	四四四番地
同	山本正寛	高山市朝日町見座	九七五番地
同	長瀬弘三	高山市久々野町小屋名一二四三番地	

平成二十六年岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十六年岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十六年六月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A（男性）	十人程度
	警察官B（男性）	四十五人程度
	警察官B（女性）	十人程度

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
受	資 格

<p>警察官A (男性)</p>	<p>次に掲げる者 一 平成二十六年四月一日における年齢が三十一歳未満で、 大学を卒業した者又は平成二十七年三月までに卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者</p>
<p>警察官B (男性) 警察官B (女性)</p>	<p>平成二十六年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十七年三月までに卒業する見込みの者(人事委員会がこれと同等の資格があると認める者を含む。)を除く。</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 4 岐阜県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十六年九月二十一日(日)午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

- 警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。
- (2) 作文試験
文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は第二次試験として評価します。
- (三) 合格者の発表
平成二十六年十月二日(木)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十六年十月中旬から十一月月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検査		基準	
	警察官A (男性)	警察官B (女性)	警察官A (男性)	警察官B (女性)
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一五〇センチメートル以上であること。	一六〇センチメートル以上であること。	一五〇センチメートル以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。	四三キログラム以上であること。	四七キログラム以上であること。	四三キログラム以上であること。
胸囲	七八センチメートル以上であること。		七八センチメートル以上であること。	

視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

- (2) 体力検査
 敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。
 (検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)
- (3) 口述試験
 人物について個別面接による試験を行います。
- (4) 集団討論試験(警察官Aに限る。)
 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。
- (5) 適性検査
 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- (6) 身体精密検査
 職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。
 (所定の身体検査書の提出を求めます。)
- 3 最終合格者の発表
 第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十六年十二月上旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により可否結果を通知します。
- 五 合格から採用まで
 1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十七年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- 2 採用決定後は警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大及び高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十六年新規模採用者の初任給は、大学卒業者が二十万八千八百円、短大卒業者が十八万三千二百円、高校卒業者が十六万八千四百円で、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することができます。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-police/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(宛先明記の角形二号封筒)を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分(「警察官A(男性)受験」、「警察官B(男性)受験」又は「警察官B(女性)受験」)を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、

〒五〇〇 八五〇一(住所不要) 岐阜県警察本部警務課宛て

郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十六年八月一日(金)から八月十九日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

八 郵送の場合は、八月十九日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。
試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

平成二十六年六月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社